

平成25年11月2日（土）

於：愛媛県武道館 大会議室

県道松山伊予線改築工事（古川拡幅・愛媛県松山市古川南1丁目地内から同市古川南3丁目地内まで）に係る公聴会

国土交通省四国地方整備局

目 次

1. 開会	1
2. 起業者による公述	1
3. 公述人 1	6
4. 公述人 2	14
5. 公述人 3	16
6. 公述人 4	20
7. 閉会	25

開 会

○議長（久保田） それでは定刻になりましたので、只今から、県道松山伊予線改築工事（古川拡幅・愛媛県松山市古川南1丁目地内から同市古川南3丁目地内まで）に係る公聴会を開催いたします。

私は、本日の議長を務めます国土交通省四国地方整備局計画・建設産業課長をしております久保田と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。座らせていただきます。

本公聴会は、平成25年6月21日付けで、起業者である愛媛県から申請がありました事業について、土地収用法第23条第1項の規定に基づき開催するもので、今後、事業認定庁として当該申請に係る判断をするにあたり、勘案すべき情報を収集することを目的とするものでございます。

なお、本公聴会の開催にあたっての注意事項等につきましては、四国地方整備局のホームページに記載しました開催案内に記載しておりますが、本日、会場受付にてお配りいたしました整理券の裏面にも記載しておりますので、御一読いただき、遵守されますようお願いいたします。

これを遵守していただけない場合には、議長により退場を命ずることがあります。

また、状況によっては、やむを得ず、公聴会を打ち切らざるを得ないこともありますので、あらかじめご了承ください。

起業者による公述

○議長 それでは、まず最初に、本件事業の起業者に公述をしていただきます。

起業者の愛媛県中予地方局の津田哲さん、越智健二さん、堀泰徳さんは、公述席へお着きください。

現在の時刻は、13時2分になります。起業者の公述開始時間は、13時5分からとなりますので、30分後の13時35分までに公述を終了されるようお願いいたします。

なお、この時刻までに終了されない場合には、公述の中止を命ずることとなります。

プロジェクターを使われますので、ご用意をお願いいたします。あと、照明は少し落としていただけますでしょうか。

それでは、私のほうから合図するまで、もうしばらくお待ちください。

それでは、公述開始時刻となりましたので、公述を開始してください。

○津田 私は、公述人の愛媛県知事、中村時広の代理人であります愛媛県中予地方局建設部特定事業課長の津田と申します。よろしく申し上げます。

これから、県道松山伊予線道路改築工事について、ご説明いたします。以下、座って説明させていただきます。

本日の公聴会では、県道松山伊予線改築工事のうち、愛媛県松山市古川南1丁目地内から同市古川南3丁目地内までの区間につきまして、事業の経緯、及び目的、並びに内容等をご説明し、この事業が土地収用法第20条の各号の要件を満たしていることを公述してまいります。

それでは以降、本件、改築工事を本事業と呼んで説明をいたします。これから、ご説明させていただく内容はご覧の通りです。

1点目、事業区間の現状と課題、2点目、事業の必要性と整備効果、3点目、環境対策等、そして4点目、事業の経緯と進捗状況でございます。

それでは、まず1点目、本事業区間の現状と課題です。

県道松山伊予線、以下、本路線と言います。は、松山市和泉の一般国道56号を起点とし、松山市南部の古川北、古川南を經由し、一級河川重信川を渡った後、伊予郡松前町東部を通過して、伊予市上野に至る延長5.8kmの路線であり、松山南部地域の商業、及び農業等の経済活動を支援し、沿線住民の日常生活を支えるとともに、圏域の交流を担う主要幹線道路です。

また、現在、建設している地域高規格道路、松山外環状道路の一般道路部と接続し、自動車専用道路の古川ランプ、市坪ランプへのアクセス道路となる重要な路線でもあります。

それでは、県道松山伊予線道路改築工事の概要について説明します。

本路線のうち、松山市古川北2丁目地内の都市計画道路北久米和泉線交差点から、同市古川南3丁目地内の松山外環状道路一般道路部交差点までの延長732m区間は、松山市市街地の南部に位置しており、沿道には、スーパーマーケットを始め、各種商店、事務所、娯楽施設等が連たんし、さらに、本路線は一般国道33号と一般国道56号との間において、重信川を渡る唯一の一般道路であり、自動車や歩行者・自転車に広く利用されていま

す。

しかしながら、現道は、車道幅員が狭小で、大型車のすれ違い等に必要な幅員が確保されてないことや、右折車線が確保されてないことに加え、歩道と車道の区別がない混合交通の状態となっていることから、朝夕を中心に著しい交通渋滞が発生しているところです。

また、歩行者・自転車は車道の通行を余儀なくされ、極めて危険な状況にあるほか、沿道に位置する松山市立椿小学校では、危険な現道を通学路としておらず、児童は住宅街の区画街路を利用して登下校せざるを得ない状況となっています。

さらに、本路線が松山外環状道路の一般道路部と交差、接続するにあたり、重信川に向かって本路線の道路高さを変更する必要があることから、道路改築が必要となっております。

このような状況に対処するため、起業者である愛媛県が県道松山伊予線改築工事を計画したものであり、松山市古川北2丁目地内の都市計画道路北久米和泉線との交差点を起点とし、同市古川南3丁目地内の松山外環状道路一般道路部交差点まで、以下、全体計画区間と言います。この延長732mの区間について、自転車・歩行者道や右折車線を有する2車線の現道拡幅を行うことにより、現道の渋滞を緩和し、自動車・歩行者等の安全で円滑な交通の確保を図るものであります。これが、事業の目的でございます。

さらに、全体計画区間のうち、事業認定対象区間である起業地については、全体計画区間732mのうち、すでに用地取得が完了している松山市古川北2丁目地内の椿小学校前交差点から、同市古川南1丁目地内の県道久米垣生線との交差点である椿神社西入り口交差点までの区間を除く当該交差点から全体計画区間の終点である重信川北岸交差点の区間377mとしました。

それでは2点目、事業の必要性和整備効果です。

まず、現状の交通量です。本県が平成24年に実施した交通量調査では、1日あたり19,539台であり、混雑度は1.55でありました。なお、混雑度とは、道路が設計上処理できる交通量と実際に処理している交通量の比であり、混雑度の値が大きいほど混雑している状況を表します。

また、平成23年起業地区間の起点にあたる椿神社西入り口交差点において実施した渋滞長の調査によりますと、市内向き上り車線で、朝260m、夕方300mの長さとなり、その通過時間は、それぞれ3.2分、3.8分となっており、1回の信号サイクル70秒では通過できず、2回から4回の信号待ちが生じていました。なお、現在では、当該交差点の

改良工事が完了したため渋滞が緩和され、さらに歩行者・自転車が安全に通行しています。

一方、現道には連続した歩道が設置されておらず、歩行者・自転車は車道の通行を余儀なくされ極めて危険な状況にあります。なお、自転車の多くは市内の高校に通う高校生です。さらに、沿道に位置する松山市立椿小学校では、危険な県道を通学路としておらず、重ねて申しますが、児童は住宅街の区画街路を利用して登下校をせざるを得ない状況となっています。

次に、交通事故の発生状況です。起業地付近では平成18年から平成22年まで、毎年10件前後の交通事故が発生しています。区間の道路延長や交通量を加味した事故率という指標があります。これは10,000台の車が10,000km 走行した場合におこる死傷事件件数を現わすものであり、起業地付近では、全体計画区間が242件、全体計画区間を除く松山市区間が202件、松前町区間が104件となり、全体計画区間の事故率が高い結果となっています。

なお、市街地にある県道のうち、歩道と県道が区別されている所では、交通事故率が小さくなっています。松山伊予線の全体計画区間では、歩道と車道が分離されていないために交通事故率が高くなっていると考えられます。

本路線は、片側1車線の2車線道路で計画しています。道路全体の幅員は15mで、1車線あたりの車道の幅員は3mです。また、歩行者・自転車を自動車から分離し、安全かつ円滑な交通を確保するために車道の両側に幅員3mの自転車歩行者道を設ける計画としています。

次に、事業の整備効果です。本事業により、道路幅員が広がり、主要な交差点に右折車線が設置されることから、現道の渋滞が緩和されます。また、車道の両側に自転車歩行者道が設置されることから、歩行者等の安全が確保されるとともに、自動車の走行も安心で円滑なものとなります。

現地においては、ご覧のような横断構造となります。なお、交差点を集約するなど側道が必要となる部分では、下のような横断構造になります。

次に3点目、環境対策等でございます。平成9年に制定された環境影響評価法によると、今回の規模の県道事業では、環境アセスメントを行う必要がないこととなっておりますが、環境影響評価は公共工事、民間事業問わず、大きくクローズアップされており、この対応は無視できなくなっている状況です。

さらに、本事業については、松山外環状道路との関連もあることから、起業者である愛

媛県がその影響を予測することとしました。

まず、生活に与える影響として、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、振動・騒音を想定したところ、全ての項目で環境基準をクリアする結果となっております。

次に、自然環境に与える影響として、動植物について全体計画区間周辺における現地調査や文献調査を行った結果、周辺では宅地化が進み、動植物が生息・生育できる環境にはないことから、希少な動植物は確認されておらず、本事業による影響はほとんどないと考えられます。この件については、学識経験者から影響はない旨のご意見をいただいています。

また、文化財に与える影響については、本事業箇所周辺に埋蔵文化財や通常の文化財は存在しないことから、影響はないものと判断しています。

では、4点目、事業の経緯と進捗状況です。起業地では、平成18年度に用地取得の協議を開始し、現地の用地取得率は面積ベースで96%となっております。

また、工事については、平成22年度に着手し、現在の工事進捗率は工事費ベースで56%となっております。起業者としては、この状況を踏まえ平成25年6月20日に土地収用法第15条の14に基づく説明会を開催し、同月、国土交通省四国地方整備局長宛てに事業の認定を申請したところです。

以上、公述対象区間における県道松山伊予線道路改築事業について説明をいたしました。

当該事業は、土地収用法第3条第1号に該当する事業であること、起業者である愛媛県が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有していること、当該事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すること、土地を収用し、または使用する公益上の必要があることから、土地収用法第20条各号の要件を全てに該当しております。

事業の効果についても、歩行者の安全性向上や松山外環状道路へのアクセス向上など、非常に効果が高い事業であるため、事業の円滑な推進が必要であり、できる限り早期に事業認定がなされることを希望いたします

以上で起業者の公述を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 どうもありがとうございました。

照明を戻してください。起業者の方は起業者席へ戻りください。

次の公述は、株式会社コスモ企画さんからいただくこととし、時間がありますので、13時30分から開始したいと思います。開始5分前までの25分までお待ちください。

公述人 1

○議長 それでは公述人、株式会社コスモ企画の夏山奇守様、森成哲様、石井秀和様は公述席につき、公述の準備をお願いいたします。

ただいまの時刻は、13時26分になりますので、13時30分から公述をお願いすることとなります。30分後の14時までには公述を終了されるようお願いいたします。

なお、この時刻までに終了されない場合は、公述の中止を命ずることとなります。それでは、プロジェクターを使われますので、ご用意をお願いいたします。また、照明は少し落としてください。

私のほうから合図するまで、しばらくそのままお待ちください。

それでは、公述開始時刻となりましたので、公述を開始してください。

○森 公述人の株式会社コスモ企画常務をしております森と申します。よろしくお願い申し上げます。以後、座って述べさせていただきます。

このたびの松山伊予線改築工事の進め方に対して、公述人が抱く起業者への疑問と不信感について述べさせていただきます。

まず、第1に弊社の立場でございますが、公述人は、松山市古川西3丁目県道16号線沿いで遊技場経営をしております。具体的には県道西側にパチンコ店及び駐車場、県道を挟んで県道東側に飲食ブース（定食店）及び駐車場を設置して、一体的に遊技場経営を行ってきたところ、東側飲食ブース、及び駐車場が本事業の起業地に含まれることになりました。

第2に、このたびの意見要旨ですが、1土地収用法第20条第3号要件についてでございます。ここには、事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであることが謳われておりますが、まずは、得られる公共の利益についてですが、本事業は松山外環状道路建設の関係事業であると理解しておりますが、公述人は、松山外環状道路建設の意義自体を否定するものではありませんし、本事業に一定の公共の利益が皆無ではないことは理解しております。

しかし、これによって、失われる利益といたしまして、まず、

ア 法令上の障害 弊社が、パチンコ業を営んでおりますが、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律、以下、これを「風営適正化法」と申しますが、等により、県道

東側飲食ブース、及び駐車場も遊技場の敷地面積として愛媛県公安委員会から許可を受けており、遊技場と一体をなしておる県道東側飲食ブース、及び駐車場のみを収用されると、遊技場の必要駐車場台数を確保できなくなると同時に、客足の大幅減少で遊技場経営に大きな支障が生じます。

①同じく風営法関係法令により、現住所地でのパチンコ店営業の許可には、国道または県道の各一側端から幅100m以内であることが必要であるところ、本事業によりパチンコ店前面道路が県道から市道に変更となるため、上記距離要件も充足できなくなります。

イ 事実上の障害 仮に何らかの方法で上記法令上の障害を払拭できたとしても、本事業により県道からの直接の出入りができなくなり、交通の流れが完全に変わるため、客足の大幅減少は必至であり、経営が維持できなくなる可能性が極めて高いと申し上げます。

まとめといたしましては、上記法令上の障害、及び事実上の障害により、公述人は現在地における遊技場経営を継続できなくなる、あるいはその可能性が極めて高くなる、という不利益を被ることになります。

次に（3）事業計画の合理性についてです。公述人は、約8年前に起業者から本事業案の説明を受けた当初から、道路形状を変更して、基点となる起伏部は100m程南側の河川部分に移動したほうが、公共性の高い意味のある事業になるのではないかと提案してきましたが、起業者からは出来ないという回答のみで理由の説明はございませんでした。

それどころか起業者からは、道路用地がパチンコ店本体にかかると補償額が計り知れないものになるため、これを避けるような設計とした旨の発言があり、公述人は本事業の合理性に関して疑問を抱いておるところでございます。

次に、土地収用法第20条第4号要件についてでございます。これは、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること、先ほど、県のほうも説明がありましたが、その部分についてですが、土地収用は、本来、起業者が権利者に対して十分な説明を行い、協議を尽くしても、なお、協議が整わない場合に最終手段として用いられる制度であります。

しかし、起業者は、公述人に対し、事業及び補償について十分な説明・協議を尽くしておりません。

起業者は、平成17年から公述人との協議を開始いたしましたが、度重なる人事異動で起業者の担当者は何度も変更され、変更の都度、協議は振り出しに戻り空転いたしました。

このため平成21年11月、公述人は起業者に対し公述内容の文書化を求め、これによ

り従前よりは協議のポイントが整理され、議論の積み重ねが可能になりましたが、下記経緯により補償内容に関する具体的な協議には至りませんでした。

その内容が、公述人が起業者に対して上記1（2）アの法令上、これは風営法上の障害ですが、風営法上の障害を前提とする補償の検討を要望していたところ、平成23年9月、起業者から、県警本部に確認したところ規制にはかからない旨の回答があったと報告がありました。

しかし、そもそも風営法の許可権は県警本部ではなく県公安委員会が行うものであるし、起業者が県警本部の誰、どの役職の方に確認したのかも明らかにしなかったため、公述人は起業者からの不確実な伝聞情報をもとに協議をすることに不安をおぼえ、起業者に対して、県警本部や公安委員会からの文書回答など明確な根拠資料の提出を求めたが、起業者はこれを拒否し続け、平成23年11月の協議では大洲地区の強制収用を話に挙げ、こうなる前に調査をさせたほうが良いですよと担当課長より脅しのような内容を聞かされた挙句、平成23年12月の協議を最後に実質的な協議は中断いたしました。

以上のような経緯のもと、公述人が起業者へ抱く、疑問と不信感についてまとめました。

まず、①公述人は、風俗営業等の規制、及び業務の適正化に関する法律等により、県道東側飲食ブース、及び駐車場も遊技場の敷地面積として、愛媛県公安委員会から許可を受けており、遊技場と一体をなしている県道東側飲食ブース、及び駐車場のみを収用されると、遊技場の必要駐車台数を確保できなくなると同時に、客足の大幅減少で遊技場経営に大きな支障を生じることになる。

風営適正化法第4条第2項第2号、及び風営適正化法施行条例第2条第1号、同条例第3条第1項、風俗営業の場所に関する許可基準により、現住所地での遊技場経営の許可には、「国道及び県道の各一側について幅100m以内であること。」と規定されているため、本事業により、遊技場の一部である県道東側飲食ブース、及び駐車場が収用されると、同場所を埋め立て約3mの高さを県道が通過することになり、従来の遊技場、パチンコ店東側県道が市道に変更となるため、風俗適正化法及び同施行条例の解釈が難しく、許可要件の距離が充足できなくなるかどうか解釈できないので、起業者に質問しても明確な回答はない。

よって、本事業により、交通の流れが完全に変わるため、県道からの直接の出入りができなくなり、客足の大幅減少は必至であり、現在地における遊技場経営を継続できなくなり、損失の利益が非常に大きい。

次に、収用法に関してですが、土地収用法第20条第4号事業の認定の要件には、「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。」と規定されており、土地収用は、本来、起業者が公益上の必要があるものであることの十分な説明を行い、協議を尽くしても、なお、協議が整わない場合に最終手段として用いられる制度であると理解しており、起業者は、公述人に対し、事業及び補償について十分な説明・協議を尽くしてないところでございます。

起業者は、平成17年から年に1、2回位の割合で、起業者の担当者2～7名位と公述人等との間で協議を開始しましたが、度重なる人事異動で起業者、すなわち愛媛県中予地方局建設部用地課、及び同建設特定事業課高規格道路係担当者は、何度も担当者が交代し、交代の都度、協議は振り出しに戻り、補償内容等に関する具体的な協議には至りませんでした。

また、平成23年9月、起業者は、愛媛県警察本部に確認したらしく、既得権があるので同遊技場は風営適正化法等の規制にはかからなく、同遊技場は継続営業できる旨の回答がありましたが、風営適正化法の許可権は同警察本部ではなく、愛媛県公安委員会が行うものであり、起業者が同警察本部の誰に確認したのか質問しても明らかにしておりません。

公述人は、遊技場の売買が行われた場合は、風営適正化法等の許可が取得できるのか質問すると、起業者担当者は、都合が悪くなれば「上司に相談して協議して、また伺います。」と逃げるような回答をし、明確な回答をしていません。

そのため、公述人は、起業者からの不確実な伝聞情報をもとに協議することに不安を覚え、起業者に対して、愛媛県警察本部、若しくは愛媛県公安委員会からの公文書での回答により、明確な根拠、及び解釈資料の提出を求めたが、起業者はこれを拒否し続け、これには全く応じておりません。

また、平成23年11月の協議では、起業者の担当者の中に八幡浜地区の強制収用をした職員を伴い、同職員は「報道で知ったと思いますが、私が、八幡浜地区の強制収用をした責任者です。」と協議をするのではなく、言うとおりにしなかったら強制収用するぞというような脅しかと思われる言葉と思われたので、公述人は「それは脅しですか。」と反論したところ、それに対する反論はありませんでした。そして、平成23年12月の協議も平行線のまま進展せず、起業者は、これを最後に、一方的に協議を中断しました。

本日、事業認定の公述をしているわけですが、突然、平成25年6月5日早朝の午前7時15分頃から2分間位の間約10通、起業者から、一方的に公述人の携帯電話にショ

ートメールで事業認定申請についての説明、及び申請時期などは全く説明せず、起業者の収用への正当性等と、同年6月20日の事業説明会があるとの出席要請を通知してきた。

公述人は同日出張の予定がありましたので、期日の変更ができないのか返答したところ、期日の変更は出来ないの、必ずしも出席しなくても良いとの説明であったので公述人は、同日出張のため出席できませんでした。

協議中断から約1年半後の平成25年6月21日付けで、起業者は、事業認定申請を行うことを、事前に公述人に説明せず、突如として事業認定申請を行いました。

その後、公述人は独自の調査で事業認定事務に着手したこと、及び同年7月2日から同年7月16日まで2週間の間に、事業認定図書縦覧期間中に、公聴会の開催請求や意見書の提出ができることを、比較的早い段階で覚知できたため、期限内に公聴会の開催請求を提出することができましたが、公述人の権利行使の機会を確保するという観点からは、起業者のかかる対応はあまりにも不誠実であり、不愉快と言わざるを得ません。

幸い、公述人は独自の調査により、比較的早い段階で上記事実を覚知できたため、期限内に公聴会の開催請求を提出することができましたが、起業者からの情報提供を待っていたのでは、準備が間に合わず権利行使ができなかった可能性が高いのです。

起業者は公述人に対し、十分な説明と協議を尽くすべきであるし、そのための時間も十分確保されていると考えるため、現時点での事業認定、及びこれに基づく収用の実施は時期尚早かつ不必要と考えます。

以上です。

○夏山 挨拶が遅れて申し訳ありません。私、株式会社コスモ企画の代表を務める夏山奇守と申します。よろしく申し上げます。続いて、公述させていただきたいと思います。座ってやらさせていただきます。

私は16年ですか、の時に、起業者である愛媛県のほうから、この地に沿道拡幅の工事計画があるということを知り、椿小学校で説明会があるということで、我が社の担当者を派遣しました。そこで話をし、我が社に関しては、起業者のほうから個別交渉でお願いしたいということなので、分かりましたということで、個別交渉に17年に入りました。

17年度に起業者、県のほうから来られたのが2回でした。それも当初は国交省河川松山事務所、それと県の地方局の方、それと県の公社の方、併せて8人、当初6人でしたね。来られて、そういう趣旨を伺いました。

その時、私は地域の発展のためになることならば、是非、協力しますのでお進めくださ

い。協力を惜しむものではございません。ということで、その日は終わりにして、次に来られたのが9月でした？9月の5日の日に、また8人来られまして、同じような趣旨のことを言われて、では、説明をしていただきましょうということで、ことがトントンと進んでいくのかなと思いきや、それから全く来られませんでした。

次に我が社に連絡があったのが、平成20年6月でした。平成20年の6月、3年後ですね。来られて、その時は地方局の方4名、私も対応しました。4名来られたので、我々は幹部一同一緒にお話を聞きました。

それと、7月の11日に同じような説明でした。その時には、7月には新しく人事が変わったという挨拶も受けまして、それで終わったような状態でございます。7月、9月ですかね。20年の9月の時に来られたのですが、それまでに7月24日の日に全体像、パチンコ屋としての全体像の調査をさせていただきますと、先ほど説明ありましたが、そういう調査をさせていただきます。パチンコ屋全体としての調査をさせていただきますということなので、はい。分かりました。よろしくお願いします。ということで、7月20何日には、お別れしました。

そして、来られたのが20年の9月11日です。9月の11日に県の方5名と私もよく分からなかったんですが、県のほうの指定調査会社が3社あると、その中で入札して決定しました。どちらさんですか。というと名刺を持って、県の方5名とその調査会社の方2名、高松所長と、担当者、その会社がハウジング総合コンサルタントという会社でした。高松所長と、その担当者が来られました。それで、よろしくお願いします。時間がないから早くやらないといけないというような話だったので、よろしくお願いします。と、帰られました。それが9月でした。

で、20年の12月に来られました。その時も、同じ担当者と調査会社の方が来られて、大変申し訳ないけども、この調査は受けたんですが出来ませんと、県のほうから断ってこられました。私は、え？これ早く出来ればと思っていたにも関わらず、調査を受けて、それが出来なかった。その理由は何なの？ということなんですが、一切説明ございませんでした。年を越して、またやりましょう。ということで、調査も一方的に断れました。

私どもは、その後、調査のちよの字もなかったです。それで、21年の4月からですね。電話で、その時の今井さんでしたね。課長さんが電話いただきまして、うちの常務のほうに、事務レベルで協議をさしてくれということで、私に報告がありましたんで、それも構いませんよと、事を進むんでしたら口うるさい私がおったんじゃないから、それじゃ

事務でやってくださいということで許可をしました。

それが、4月から始まりました。それ以来、私はその会議には交渉レベルの席には、私はいません。こちらにおける、うちの常務、それと石井部長、それと他の3名というのは、何故かいうと、県のほうが5名6名、それ見よって、事前に何名行きますから、何名伺いますから、事前にうちのほうに打診があるわけです。そうすると、5名も6名も来られるのに1人で対応するのは、これほど失礼なことはないので、私どもも忙しい時間を割いても、それに当てなさいというふうに対応してまいりました。

それで約2年ほど経ちました。それで、その間に22年度に隣接地が収用されて、取り壊しになりました。私が無気なくその現場に行くと、柵や工事をやっておられました。工事をしてもらった業者に対して、これ境界なのか。はい。ということだったので、私どもが隣接地の地主であるし、私がか会社の代表であるのに、会社に対して柵をするんだったら、立ち会いをしてくださいよという事も一言もなくして工事をやっていたので、私が文句を言いました。そんな非常識なことを県の方がされるはずはないと、あなたたちが勝手にやっているんじゃないか。県のほうにも言いました。

そうしたら、その当時の担当者が詫びに来られました。事務所に。申し訳なかった。気が付きませんでした。それじゃ困りますよ。ということも言いました。それからずっと事務レベルが続いてますんで、よろしく願いしますよていうことの話をしました。

それで、23年の12月に、先ほど話がありましたけども、八幡浜地区の収用問題の責任者ですと言わんばかりの脅し、我々にとっては、言う事聞かなかつたら強制収用しますよ。というふうな話があったので、もう一回私が皆さん集めて、県の方来てくれました。私に対して、我が社に対して脅しですか。こういう誠意のない返答では、私どもはどう協議をしたらいいのか。ということ随分説明申し上げました。こういうことが2度とないように、よろしく願いします。協力をいたしますので、ということも言っておりましたら、先ほど言ったような、それからというものの一切来られませんでした。

私は、これで私ども、もう事務レベルで上手くいっているのかなと思いつつ、万が一困つたら、また来られるだろうという期待感を持っておりましたが、一切来ませんでした。それから今年の25年の私どもの部長宛てに、その何ですか。個人のほうにショートメール、それも朝の7時です。普通でしたら、公務員の方ていうのは、8時か9時が出社でしょ。我々は、ちょうど5月6月、5月は決算です。色々なことを調査のために、石井部長を西日本各地に派遣してました。夜遅いです。朝眠たいです。7時に県のほうから、ショ

一トメールで実務もあって、とんでもない話だ。それだけじゃないです。夜中の9時前に電話で自分達の主張を通すような電話もありました。

私、今日に至るまで、先ほど、起業者の代理の方なんです、私、今、我が社に対する協議の担当が誰なのか、どこの誰べえなのか、私、今日初めて今聞きました。あの人だ。顔も見たことございません。私、事務所にずっとおります。何故、私に声を掛けてくれなかったのかなと、悲しい次第でございます。

これに関しては、私どもが当初から交渉をする用意が出来てますので、ここで一方的にこういう処置を取られるということに関しては、ものすごく不愉快な気持ち、我々の権利、国民としての義務、会社としてのもの全てを果たしているつもりでございます。県にも認めていただきたい。なのに、一方的に法的に言うことを聞かないから、もうこれは法的に取り上げるぞと言わんばかりの処置をしないで、是非、お願いいたします。

私どもにも従業員百何十人おります。この店が上手くいかなければ、皆さん路頭に迷う状態です。でありますので、どうか、事務レベルを、まだ協議中なのに突如として中断しないで事務レベルを続けていただき、責任あるものとして、社会に責任あるものとして、いい解決の方法を探していきたいと切に思うところでございます。

以上でございます。これ以上言いますと、私、血圧が上がりますので、ちょっとこれぐらいにさせていただきます。

○石井 続きまして、コスモ企画の石井と申します。よろしく申し上げます。座らさせてお話のほうさせていただきます。

もう時間のほうがありませんので、要点だけお伝えさせていただきたいと思えます。先ほど、私どもの常務と社長のほうがお話をさせていただきましたような状況なんです、ちょっと感情的なものも入ったので、申し上げにくいことも、なかなか言ってしまったという次第になっています。

私どもの考えるところは、まず、今後の対応として、誠実な協議と取り組みをなされることを願っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思えます。

本日は、このような機会、発言の場をいただきまして、大変感謝しておりますし、今後、愛媛県さんの対応と協議に取り組まれることを切に願っておりますので、お願いいたします。

○議長 公述終了時刻となりましたので、公述を中止してください。どうも、ありがとうございました。照明を戻してください。公述人は公述人控席へお戻りください。

次の公述は、三浦秀機さんからいただくこととし、先ほど10分縮めましたので、その通り14時25分から開始したいと思います。

5分前の14時20分まで休憩といたしたいと思います。

公述人2

○議長 只今の時刻は、14時21分になりますので、14時25分から公述をお願いすることとなります。30分後の14時55分までに公述を終了されるようお願いいたします。

なお、この時刻までに終了されない場合は、公述の中止を命じることとなります。私のほうから合図するまで、そのまましばらくお待ちください。

それでは、公述開始時刻となりましたので、公述を開始してください。

○三浦 こういう機会をもつていただき、こうして発言できることは、本当に僕にとっても幸せやと思います。私は、古川に住んでおります。住んでいる所に接道している道路は、幅員が20mぐらいある北久米和泉線が通っています。その以前は6mの道路でした。

この古川という町は、本10年ぐらい前は、第一種低層地域特有の準住宅地域であり、今もそうですけども、その時は騒音も少なく工場もない、交通量も少ない住みやすい町でした。私自身松山の住宅街の中でもトップクラスの住環境があると思います。

その後、はなみずき通りが開通し北久米和泉線が開通し、この町の環境が随分大きく変わってしまいました。また、その弊害が、あまりにも多大であると感じるので、一言申し上げたいと思います。

ちょっと本線から外れますけど、私は時々この国のあり方について考えることがあります。日本という国は歴史的に言えば、大和という国が統一され、天皇中心の国家として形成されて、また、かの聖徳太子の十七条憲法、和を以て尊しと為すの精神は未だに現在も民衆に心の中に引き継がれてきていると思われます。

その後、律令制度が確立され絶対的天皇政治となりました。ゆえに日本は世界でも稀にみる平和を愛する国民であると信じています。あの太平洋戦争でさえ、国のために天皇のために多くの人々が死んでいった。これほど日本人というのは、従順に国に服従してきたんだと思います。こういう服従さというか、言うのは、世界でも僕は類を見ないのではないのでしょうか。そう思います。

ましてやこういった愛媛県みたいな地方都市になると都会以上に官の行政に対しては、ほぼ文句も言わず、いいにしろ、悪いにしろ受け入れてきたと思います。しかしながら、今回この機会を通して一言、業者に対して苦言を申したい。

出来たものは仕方がないし、決定したものは仕方ないかもしれません。しかし、個人の小さな意見ですが、是非、聞いていただきたいと思います。

新しい道路が出来て住環境はだいぶ変わりました。まず、騒音ですね。大型車の通行による騒音、振動、騒音、改造自動車とかオートバイが多く通行するようになりました。そして、それに伴い騒音もひどくなりました。あの以前の静かな夜は、もう古川にはありません。

そして、2は事故のことですね。道路が拡張され、車のスピードが上がりました。重大事故が増えたと思います。私も2回事故を目撃しています。以前の6mの道路では、センターラインもないし、車もゆっくり走っていたし、また車同士の離合もできました。事故があっても小規模なものでした。

これが、久米和泉線となり、静かな住みやすい町から毎日危険と騒音に悩まされる所になってしまいました。

また、朝夕のラッシュ時は、南北の伊予線はなみずき通りは渋滞します。10年前の頃よりもひどくなったように思います。信号が増えたのも原因かと思います。そして、その渋滞を逃れる車が脇道を通ります。その脇道を通るような運転手の気性ですから、脇道に入ってもスピードは出します。本当に危険を感じております。ましてや小学校、中学校登下校の子供たちのことを考えると、心配するのは私だけでしょうか。

また、この町は徐々に高齢化も進み、年配者は横断歩道や信号までの回り道をほとんどしません。以前の道の感覚で横断しています。半年ほどぐらい前ですが、目の前を渡っている老人が横断中にひかれたのを目撃しました。

それから、3排気ガスによる大気の汚染ですね。まあこれは証明する術はありませんが、悪くなっているのは確実だと思います。以上、私が考える今回の道路計画のデメリットですが、今後、松山伊予線が拡幅され、中川原橋も改修されて空港、インターを結ぶ外環状が造られ、現在と全く違う地域に変わらされるようで、この町が。これ以上の環境の悪化と危険にさらされることに一住民として強い危惧をもっております。

私個人の意見ですが、利便性ばかり追求した結果、この古川という町は何かこう槍で横腹をつつかれたような、そして頭の上から槍もつつかれたような、そしてその上大量

のコンクリート流し込まれて住みにくい町へと変わっているように思います。はっきり言って10年前のほうが良かったです。住みやすかったんです。

苦言ばかり申しましたが、都市機能としては必要かも分かりません。こういった計画が。メリットの部分も確かに認めます。しかしながら、今の風潮としてヨーロッパでは道路計画よりも、環境を重視する計画に変わってきていると聞いております。

冒頭にも申しましたが、日本人、特に愛媛県人は官と神には絶対的な信頼を寄せております。その県民を裏切ることなく今後はもっと環境に優しい、住民に細かい思いやりのある行政を期待して私の公述を終わらせていただきます。以上です。

○議長 どうもありがとうございました。公述人控席へお戻りください。次の公述は新田富廣さんからいただくこととし、時間が早く終わりましたので、今度55分であったのが、40分、時間を15分先送りして40分から開始したいと思います。

それでは35分になりましたら、次の新田さんの公述にさせていただきます。

公述人3

○議長 只今の時刻は14時37分になりますので、14時40分から公述をお願いすることになります。30分後の15時10分までに公述を終了されるようお願いいたします。

なお、この時刻までに終了されない場合は、公述の中止を命じることになります。私のほうから合図をするまで、しばらくお待ちください。

公述開始時刻となりましたので、公述を開始してください。

○新田 新田と申します。昨日よりちょっと風邪をひきまして、一昨日から昨日は風邪で発熱しましてね。出て来る時に娘に言われました。顔も悪い声も悪いのに、お父さんそれ以上変なことしないで、トンチンカン言わんといてね。ていうような話をされましたけれども、トンチンカンになるかも分かりません。一つお許しを願ひまして、少し話をさせていただきます。

先ほどね、写真を撮っても構いませんよ。サインしてあげますよ。かまんですけれどもね。場所が場所なだけに写真を撮っていいかどうか、県の方だったら判断できると思います。

先ほどの話の中で、県の説明の中でね、私ちょっとけったいな事が1つ2つありました。

住民に説明をする時に、基準クリアしてますよとか、何とか言うんじゃないかと、これは満足していただけますよっていうふうに言えば、物事は何でもスムーズに進むんじゃないかと思うんですよ。クリアと満足は全く違うと思うんです。

それと椿小学校、先ほどから話が出てましたけれども、実はその隣にね、これから私も、あの関係のしてる孫が椿幼稚園に行ってるんで、椿幼稚園というのが、松山市内で最大級の幼稚園なんですね。あっこに通園する人数、だいたいご存じでしょうか。ていうことになるんですけども、父兄も幼稚園は結構ね、父兄が送り迎えしますんで多いんですが、その辺の人数も含めて県が色々どうされているかというのを言ってもらったら、もっと良かったのではなかろうかと思います。

私が質問しようと思ったことは、前者の方がほとんど、こうだな、あーだって話をしてくれてます。話は、その辺は省略しましてね。県は、これ都市計画をやってるんですね。最近ちょっと私、都市計画に関してね、ちょっと不思議じゃないかなというふうな疑問を持っております。

例えば、今年は非常に水が多かったから台風のおかげとか、梅雨が長かったから。松山市の水問題、報道関係も含めて県議会、市議会いっさい話題に挙がってないんですよ。来年はどうなるか分かんない。この石手川の貯水量というのは、約32万人に対しての貯水量なんです。もうご存じだと思いますけれども。

今、この石手川の水を必要とするのは、約55万人、そしたら毎年、空になるのは当たり前じゃないかと思うんですね。その辺の都市計画の構想がどうなっておるんだろうか。

それと、今日もずっときしなに見てきておったんですが、いわゆる持田、道後地区、いわゆる高級な住宅街と昔から言われてる所があるんですよ。それが、県の建物、地方局、皆さん方も地方局から来られてるんじゃないかと思うんですが、あれ7階ですか。7階建てのね、あんな立派なやつをね、高級街に建ててやったらいかんと思う。日照権の問題もちろんね、あの辺の人は優秀な人ですから文句言わない、言わないんですけど、これはいかんと思う。県が率先してすることじゃないと思うんです。

そして、何年か前に知事公舎、元知事公舎売却しましたね。ここにもね十数階のマンションが建ってるんです。あの辺ちょっとマンション街に変わってましたね。しばらく行ってなかったら。これもね、如何なるもんかと思うんです。県の持ち物が十数階建てのマンションに変わる、それと道後のね、あそこはごし会館ですか、元ごし会館、あそこは14階建てか15階建てのマンションになってますね。

私はねこういうことに関してね、都市計画はいったい何をどのようにして考えておるんだろうか、先ほど言いましたけれども、権力者が成されることには黙ってますよと、松山、愛媛県の風潮ですよ。お上の言うことは逆らえませんよ。私は逆らいますけどね。そのようなことではいかんと思うんです。

今回の道路行政につきましても、どういうんですか。道路行政とあってね、実はこの前に大きな橋がかかっているでしょ。その向こうにね、また大きな橋がかかんりょんですよ。この間見て、実はびっくりしたんです。分かりませんか？向こうのほうにかかっているでしょ。200mか300mいった所に。これを上手く都市計画で利用できなかったものかどうか。ここを造る時に。そういうことも考えてやっていただきたいと思います。

ちょっと座らせていただきますけれども、都市計画というのは、100年の計で造られていると思うんですけれども、実際にはされないんですよ。30年から40年ぐらいのスパンで造っているんでしょう。ヨーロッパは400年の計で造ってるんです。

道路にしても最低年60年ぐらいのスパンで造らんかったら、私の友達もその辺で何かごちゃごちゃやったら買収に落ちないのもありましたけれどもね。あると思うんです。100年の計で造っておったら、すんなり物事全部進むと思うんですね。そういうことを基本にやっていただきたいというふうに思います。

それと、これは国交省の方、県の方来られてるんですから、道にね、国交省国道県道市道、これはいかなもんなんでしょうね。県道、いわゆる一番身近なのは、我々松山市に住んでおったら松山市なんですよ。市の方がセッション来たら短いから、ものすごく話が早いんです。県の方はちょっとお上なんです。先ほどもどっかの方が言われてましたけれども、名刺は溜まるけれども、話は常に新しく新たな出発が多いが、いうふうな話をされておった方がおります。

新たな出発じゃなくて、100年の計であれば、60年の計であれば、30年の計であれば、ずっと継続して進んでいく、そしてね何故私は、住民の方を中心に考えないのかなと思うんです。

今、考えてみてくださいよ。先ほどの方も言われてましたけれどもね、静かな町だったのがうるさい町に変わるといふことと言われてましたね。これは、もっともなことだと思います。確か、あれ間違いはないですか？一日の車の台数が2万台言われとったのは間違いはないですかね。2万台ですか？あれ間違いはないですか？2万台ということは、月に60万台、質問じゃないです。ちょっと聞いているだけなんです。数字の確認だけです。まあ60万

台としましょうか。それが今度、新しく道路が出来たら、だいたい4倍から5倍というふうに言われています。普通これ全国データですね、4倍から5倍。

そしたら、排ガス問題色々あります。その対応はいったい具体的にどのようにされるんだろうか。クリアじゃなくて、住民が安心して住めるのは、この程度だったら出来るだろう、それと具体的に入りますけれども、安全性の問題については、横断歩道、いわゆる遊歩道、自転車道、最近この間もありましたね、今年になって2回ぐらいあったんですか。児童の中に車が突っ込んだ死亡者は2名出した、3名出したという報道がされてます。その道路と車の道路と、遊歩道の段差、どれぐらい設けてるんだろうか。車が少々突っ込んで来ても大丈夫なぐらい設けているんだろうかどうか。

この辺は、この公聴会が行われるのもだいたい遅いと思うんですけどもね、それはもう出来てるんでしょうかどうでしょうかということなんです。

道路が出来れば、よくなれば、車がスピードが出るのは当たり前だと思います。私は、何年前の標語で、「狭い日本そんなに急いでどこに行く」という標語があったのを覚えてますけれども、そんなに大きな道路造ってどンドン、どンドン走らなくてもいいんじゃないかなというふうに思いますけれどもね。

排ガス問題、もう1つはポイ捨て問題、この辺の対策はどのように置かれているんでしょうか。日本人独特の「旅の恥は掻き捨て」、私は道後に住んでるんですけどもね、道後は、歩きながらの煙草は禁止されていますが、よそから来た人は平気でやります。車からもやってます。全く知らないと思うんです。

この道を新しく出来る道をほとんど石井のこの住民は使いません。便利になったとか、便利にならんと言うよりも使わないんですよ、まず。そういうものをどのように考えておられるのか、また、先ほど誰でしたかね、コンクリートの塊になる、あれを聞いた時にね、経験はないんですけども塀の中で生活しているような気がするんですね。この辺の対策、住民がわきによった対策をどこまでされてるのか、またもう1つ大きな問題は、これだけ立派な道路、道路が出来ることを反対してるわけじゃないですよ。立派な道路が出来るとはいい事なんですけれども、これだけ立派な道路が出来れば、必ず暴走族が出現します。

それに対して、監視カメラはどうなってるのかとかね、こういう細かな所にも、いわゆる自分が住んだ、自分が住んでいる、自分の子供が住んでいる、自分の孫が椿幼稚園に通ってるという気持ちになって、皆さん方が色々立案してくれば何の問題もなくてスムーズに進むのではないかと思います。そんなことを感じてるんです。

具体的な数字とか何とかっていうのは全部シミュレーションやってるんですから、分かっていることだと思いますんでね。もう今日は敢えて申しませんけれども、今言ったことを頭の片隅に入れて、ちょっと行政がきちんとやっていたらなということ、意見を述べさせてもらいました。以上です。ありがとうございました。

○議長 ありがとうございました。公述人は公述人控席へお戻りください。次の公述は、松井隆則さんからいただくこととします。予定では、ここで休憩を入れるはずでしたが、公述人の公述時間が短いこともあり、ここで続けて公述をお願いしたいと思います。

それでは次、3時から次の松井隆則さんに公述をいただきたいと思います。開始5分前の55分まで、このままお待ちください。

公述人4

○議長 それでは、公述人の松井隆則さんは公述席に着き、公述の準備をお願いいたします。

ただいまの時刻は14時57分になります。公述人は、15時から公述をお願いすることになりますので、お願いします。30分後の15時30分までに公述を終了されるようお願いいたします。

なお、この時刻までに終了されない場合には、公述の中止を命ずることとなります。

私のほうから合図するまで、このまましばらくお待ちください。

それでは、公述開始時刻となりましたので、公述を開始してください。

○松井 まず先にですね、このまま席に座ってお話させていただく無礼をお許してください。本日はこのような場で発言させていただける機会とお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。私は現在、古川地区に住んではおりません。ですが、毎週、古川地区に住んでいる妻の実家に子供2人を連れて遊びに行っております。

今後、同居も見据え古川地区への引っ越しも考えているのですが、今回の道路拡張の件を知り、今一度、地域住民のことを考え見直していただきたい点がありますので、お話しさせていただきたいと思います。

私がこの場でお話させていただきたい点が2点あります。第1に、道路拡張によって懸念される交通事故の増加についてです。今現在でも、朝と夕方の通勤時間帯ですね、かな

りの交通量がある道だとは思いますが、今後、拡張工事をした際、今以上の交通量の増加が見込まれると思います。年間交通量が約3倍から4倍になると聞いております。この数字、間違っていたら申し訳ないです。これに加え、工事車両やトラック等の大型車両が通行するという事は、今以上に渋滞が起きるのは明確です。

そうすると、急がれているドライバーの方は、迂回のために今まで通ることのなかった住宅地内の道路に入って来るとも容易に考えられます。では、今まであまり通ったことのない道に急いでという理由でスピードを出されている車が住宅地内の道路に入るとどうなるでしょう。考えなくても分かると思います。周辺住民が事故に巻き込まれるケースが間違いなく増加します。

東京大学の教授がお話されていたのですが、今回のような自動車専用道路ではない道路、中途半端な道路規格を設計している地域などに事故が起りやすいと注意をされています。

また、環状線やバイパス等の自動車専用道路で事故が発生し、通行止めになった場合、一般道路への迂回を余儀なくされますが、その際、子供やご年配の方を巻き込む事故発生率が70%から80%増加してしまうという数字もあります。

付近には、皆さんもお話にあった通り、椿小学校や椿幼稚園などもあって、登校下校中の子供たちが重大な事故に巻き込まれるケースが多発してしまうのではないのでしょうか。ご年配の方や障害者の方が事故に巻き込まれないために、今まで生活のために使っていた道路を利用できなくなるという方もいらっしゃると思います。目的地まで遠回りをしなくては行けないというケースも続出しております。

ただ、ご年配の方や障害者の方の中には、足腰が悪い方、体力のない方もいらっしゃいますので、その方たちは遠回りをするという選択で、大変辛い思いをされています。

では、わざわざ遠回りなんかしないで、道路拡張して事故もそこまで増えない、普通はそう思われると思います。ですが、今お話したことが実際に起きている地域があります。

私の出身は北海道で、実際に起きている問題だったんですけども、小樽市の国道5号線の拡張工事完成後に、スピード違反で信号無視などが大幅に増加したそうです。歩行者側の信号が青になっても、まだスピードを上げ無理矢理通行する車が当たり前のようにいる始末です。その場所は人口密集地で、道路拡張の際、地域住民への説明と配慮が足りず、交通事故、死亡事故多発区域となってしまいました。

では、北海道の交通事故、死亡事故発生数が特に高いのかというと、そうではないんです。地方別で分けた際、四国地方の10万人における事故発生件数は、ワースト1位です。

その原因は運転モラルの低さを指摘される方も多いです。私も以前は北海道民でしたから、愛媛県での自動車の運転される方のモラルの低さは目に余るものがあります。

ですが、モラルの低さだけが原因なんでしょうか。四国愛媛に来て、真っ先に感じた事は、モラルの低さよりも道路の規格自体の狭さです。どうして、こんなにスピードを出して車が走っているのか、と言った道が多すぎます。

事故発生率が高い要因として道の狭さ、規格の悪さにも原因があると思います。で、今言った道路規格の件で、ちょっとお話したいんですけども、先日、ニュースや新聞で拝見したんですけども、愛媛県全域に自転車道を整備し、サイクリングの聖地として、県内外のサイクリストを呼び込むという計画を公表されておりましたが、このような自転車専用道路や専用レーンを今回の拡張工事に組み込みことはできないのでしょうか。出来なかったのでしょうか。

基本、自転車で歩道を走ることは禁じられています。ですが、そのルールを守っていない方、それどころかルール自体を知らない方がいるのが現状です。

今、愛媛県のルールとして、私が調べたところ、1つ目は道路標識や道路標示によって、歩道を通行出来る場合、2つ目は運転者が13歳未満の児童、70歳以上の高齢者、または身体障害者等である場合、3つ目は、通行の安全を確保するために歩道を通行することがやむを得ない場合というルールがあります。その中でも細かくルールは決められているんですけども、そこは割愛させていただきます。

ですけども、このルールきちんと守っている方を見る機会っていうのがありますか？ほとんどないと思います。昨年、自転車が歩行者に接触する事故が全国で2,625件発生しております。その内、死亡事故は5件発生しています。

では、このルール自体を皆さんにきちんと把握していただければ、事故をなくすことはできるのでしょうか。現在ルールを守ってる方が車道の白線の外側、基本左側だと思うんですけども、そこを走行していると、原付自転車や自動車に邪魔者扱いされている姿を見たことないですか。それが今の現状です。

それこそ、今自転車できちんと走られている方がいるのが現状なんですけども、今からきちんと守りましょうということで、13歳以上の学生、中学生や高校生ですね。70歳未満のお年寄りの方が車道を走っていたらどうなるのでしょうか。皆さんが車を運転をされていて、お年寄りがフラフラ走っているの見たことないですか。そのお年寄りに車道に走るように指導するっていうのが、今のルールなんです。

自転車と歩行者の接触事故は減るかもしれませんが。ですが、自転車と自動車の事故は間違いなく増加するでしょう。では、専用レーンの整備はどうなっているか、自転車専用レーンですね。というと、警察のほうが、自転車で車道を安全に走るための専用レーンを設置しようとやっているんですけども、昨年度で、整備されたのは全国53箇所にしかならない。理由としては地元の合意が必要なこと、個々に自転車道、専用レーンを造りたいということで合意が必要なことと、元々道路にそのような造るほどの余裕がない、もう皆さん走っているから分かると思います。自転車専用レーンなんか造ったら車どこを走るのかという形になると思います。

では今回、道路拡張工事が行われることと、愛媛全域で自転車道を整備するということはすごくいいタイミングだと思うんです。道路を拡張する際に自転車専用レーンも一緒に造れば、先ほどのお話させていただいた自転車全体の事故も減少するのではないかと思います。

先ほどの話に戻るんですけども、道路規格が悪いというお話をさせていただきました。では、車がスピードを出さなければ問題点はなくなるのかという点なんですけれども、そういうわけではありません。先ほど皆さんもお話出たんですけども、渋滞が今まで以上に発生すると自分は思っています。

その中で、今まで走行することのなかった大型車両、先ほどトラック、工事車両走ると思います。その今まで問題になることなかった自動車の排気ガス問題が発生すると思っております。大型車両は基本ディーゼル車なんで、ガソリン車よりも排気ガス問題発生しやすいでしょう。

で、車の排気ガスに含まれている有害物質によって、血管が縮まったり脳の前頭前皮質という部分に悪影響を与えてしまって、特に子供ですね、小学校、幼稚園の子供たちがADHD、最近テレビでよく聞かれると思うんですけども、こちらが発症しやすくなるというふうに聞いております。

こういった道路というのは、小さな子供を抱える親の立場から見ると、大きな不安材料になってしまっています。

第2に、河川敷と河川内工事における地域住民の不安の除去についてなんですけれども、これ古川地区の住民以外の方、皆さんに言えると思うんですけども、今回の工事で河川敷、河川内の道路工事、河川内と言っても橋脚、橋の脚の桁の部分ですね、を造ってると思うんですけども、で、この話を一緒にさせていただけたらと思います。

単刀直入に言わせていただきますと、豪雨災害ですね。ここ最近ニュースで一度は絶対見たことあると思います。豪雨災害に対する備えは、愛媛県どうなっているのでしょうか。近年、全国的にゲリラ豪雨と言われている瞬間最大雨量が200mmや300mmといった局地的豪雨が多発しております。

そのゲリラ豪雨に対して、現在の愛媛県の流れている河川の設計計画では、十分な備えが出来ていないということを現職の愛媛県建設部職員のお話されていたのを見たと思います。愛媛県は、今まで四国山脈によって台風の直撃を受けづらかったと言われております。実際、住んでて台風の直撃少なかったと思います。

ですが、先月の台風27号は愛媛県直撃をしていません。にも関わらず、愛媛県内で河川の氾濫がありました。大洲とかありましたよね。皆さんニュースで見られたと思います。

今年8月末にも四国ではないんですけども、島根県西部豪雨災害が起こってしまった。こちら皆さん憶えてらっしゃるでしょうか。この地域は比較的雨がすごい少ない地域なんです。河川工事なども必要だと言われていた工事は行ってたんです。大雨に対する準備は比較的できていた地域なんです。ですけれども、島根県で、その8月末に観測史上最多雨量となる400mmの雨が降って激甚災害となってしまいました。

重信川も氾濫した事があると思います。自分が調べたところ、1933年7月台風17号によって氾濫面積2,000町、1町歩という単位が、約1haですので、約2,000haに渡って氾濫したことになります。その際、堤防が決壊したのが7箇所でした。1942年にも、大雨によって堤防が約20箇所決壊して、18,000世帯が冠水したという資料が残っております。

今の堤防はもっと強固に造られているでしょうから、決壊の心配は少ないかもしれません。ですけれども、氾濫の心配はないのでしょうか。

先日ニュースを見ていた際、名古屋大学の教授がですね、おそらく30年以内にこれまでの規模とは比較にならないほどの台風が起こるであろうと予知されています。現在の日本の規格では対応しきれないほどの被害が予測されております。

水害時の行政の対応として、第一に緊急対応として命を守る、第二に応急対応として支援窓口の設置や復旧、復興の準備、第三に被災者支援と復旧、復興と進められておりますが、京都大学のマキ教授という方が災害被害抑止という観点からでは、行政が動いていないと警鐘を鳴らされています。

その教授がですね、被害が出ないのが当然だと思われるものを造って初めて被害の軽減

が可能だと唱えてらっしゃいました。災害が起こってからではなく、起こる前に被害抑止ができた町づくりをするべきではないかと思います。

もし、重信川が氾濫した時の被害を想定した場合、被害総額は何百億円は確実視されています。それよりも人口密集地ですね。川の付近、人口密集地が多いですので、人的被害が計り知れない数となります。

では古川地区ではどうなのか。もう河川付近に小学校、幼稚園、保育園あります。大惨事になることは必至です。

以上のことが地域住民の抱える不安です。愛媛県からのこれまでの説明は、交通渋滞が緩和されるであろうという説明をされていたりしたと思うんですけども、本当に緩和はされるのでしょうか。

河川の災害対策は万全なののでしょうか。何よりも地域住民は安心して生活することができるのでしょうか。その道路拡張については私は大賛成です。住みよいまちづくりのために道路を拡張して交通の便をよくする、素晴らしいことだと思います。ただ、今の計画のままに本当に住みよいまちづくりになるのでしょうか。まだ検討の余地はあるのではないのでしょうか。愛媛県を誰もが羨むまちにするための第一歩として、今一度ご検討ください。よろしくお願いします。

これで私の公述を終わらせていただきます。このようなつたない意見を最後までご静聴いただき、誠にありがとうございました。

閉 会

○議長 どうもありがとうございました。公述人控え席へお戻りください。次の公述は、森篤さんからの予定でございましたけれども、都合により欠席との連絡を承っております。従いまして、本日予定をしておりました公述は、これで全て終了いたしました。

以上で県道松山伊予線改築工事（古川拡幅・愛媛県松山市古川南1丁目地内から同市古川南3丁目地内まで）に係る公聴会を終了いたします。

なお、新聞公告等で平成25年11月1日、及び11月2日の2日間において、公述を希望される方を募集させていただきましたが、今回、申し出のあった公述の件数の都合によりまして、本公聴会は本日のみの開催とさせていただきました。

公聴会の円滑な進行にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

会場の管理上の都合もありますので、公述人、及び傍聴人の方は速やかにご退場を願いたいと思います。どうもありがとうございました。